四　注射

イ　（略）

ロ　注射を行うに当たつては、後発医薬品又はバイオ後続品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ～ホ　（略）

五～九　（略）

（読替規定）

第二十四条　日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二条の四（見出しを含む。）	（略）	（略）	（略）
第二条の五の二第一号	健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者	健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者
第三条第一項第一号	法第三条第十三項に規定する電子資格確認	法第三条第十三項に規定する電子資格確認	（略）
第五条第二項	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	健康保険法第六十三条第二項第三号
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

四　注射

イ　（略）

ロ　注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ～ホ　（略）

五～九　（略）

（読替規定）

第二十四条　日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二条の三（見出しを含む。）	（新設）	（新設）	（新設）
第三条第一項第一号	健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第十三項に規定する電子資格確認	健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第十三項に規定する電子資格確認	（略）
第五条第二項	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）